

# 定 款

(令和4年9月1日改正)

大黒屋ホールディングス株式会社

## 第1章 総 則

### (商 号)

第1条 当社は、大黒屋ホールディングス株式会社と称し、英文ではDaikokuya Holdings Co., Ltd. と表示する。

### (目 的)

第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。

1. 電気機械器具の製造及び販売
2. 電子応用機器及び器具の製造並びに販売
3. 電気自動車の製造及び販売
4. 電気機械器具設置工事、電気工事及び計装工事
5. 自動車・船舶の販売及び輸出入
6. 不動産の売買、賃貸及び管理
7. ホテル、別荘等の宿泊施設、ゴルフ場、テニスコート、プール、マリーナ等のスポーツ施設、遊園地、遊戯場等の娯楽施設の企画、経営及び、その施設のクラブ会員権の売買、仲介並びに斡旋業務並びに飲食店の経営
8. 有価証券の保有及び運用並びに投資
9. コンピューターソフトウェアの開発及び販売並びにコンピューター及びその関連機器による情報処理サービス業及び情報提供サービス業
10. 食料品の販売
11. 投資業
12. 投資顧問業
13. 証券投資信託委託業
14. 貸金業
15. 手形の売買の斡旋
16. 金融業
17. 経営コンサルタント業
18. 人材派遣業
19. 上記各号に付帯関連する一切の事業

### (本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

### (機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

### (公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告によりこれを行う。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。

## 第2章 株 式

### (発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、31,200万株とする。

### (自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる。

### (単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は100株とする。

### (単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

### (単元未満株式の買増し)

第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

#### (株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

#### (株式取扱規則)

第12条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

### 第3章 株 主 総 会

#### (招 集)

第13条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時招集する。

#### (定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

#### (総会の議長)

第15条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。

- ② 社長に差支えがあるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

#### (決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### (議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主又は代理人は、代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。

#### (議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

#### (電子提供措置等)

第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

### 第4章 取締役及び取締役会

#### (取締役の員数)

第20条 当社の取締役は5名以内とする。

#### (取締役の選任)

第21条 取締役は、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その決議は過半数をもって行う。ただし、取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。
- ③ 取締役を解任する場合における株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その決議の3分の2以上をもって行う。

#### (取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

#### (法定の人数)

第23条 取締役が、辞任その他の事由によって退任した場合において法定の員数を欠かないときは、補欠選任を行わないことがある。

#### (代表取締役、役付取締役)

第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

#### (取締役の権限)

第25条 社長は、業務全般を統括する。ただし、社長に差支えあるときは、あらかじめ、取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がその職務を代行する。

#### (取締役会の招集権者及び議長)

第26条 取締役会は、社長がこれを招集しその議長となる。社長に差支えあるときは、あらかじめ、取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がその職務を代行する。

#### (取締役会の招集通知)

第27条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役にこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

#### (取締役会の権限)

第28条 当社の重要な業務執行は、取締役会がこれを決する。

#### (取締役会の決議方法)

第29条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- ② 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の議決があったものとみなす。

#### (取締役会の議事録)

第30条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印又は電子署名する。

- ② 前条第2項の決議があったとみなされる事項の内容及びその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

#### (取締役会規定)

第31条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規定による。

#### (報酬等)

第32条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

#### (取締役の責任免除)

第33条 当会社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

② 当会社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定するいずれか高い額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

#### (監査役の員数)

第34条 当会社の監査役は5名以内とする。

#### (監査役の選任)

第35条 監査役は、株主総会において選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- ④ 前項の予選の効力は、次期定時株主総会が開催されるまでの間とする。
- ⑤ 監査役を解任する場合における株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その決議の3分の2以上をもって行う。

### **(監査役の任期)**

第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

③ 前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

### **(法定の人数)**

第37条 監査役が、辞任その他の事由によって退任した場合において法定の員数を欠かないときは、補欠選任を行わないことがある。

### **(常勤監査役)**

第38条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

### **(監査役会)**

第39条 監査役会は、監査役全員をもって組織する。

### **(監査役会の招集通知)**

第40条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

### **(監査役会の決議方法)**

第41条 監査役の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役全員の過半数をもって行う。

### **(監査役会の議事録)**

第42条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名捺印又は電子署名する。

### **(監査役会規定)**

第43条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規定による。



#### (報酬等)

第44条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

#### (監査役の実任免除)

第45条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

② 当会社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定するいずれか高い額とする。

## 第6章 会計監査人

#### (会計監査人の選任)

第46条 会計監査人は、株主総会において選任する。

#### (会計監査人の任期)

第47条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

#### (報酬等)

第48条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

#### (会計監査人の責任免除)

第49条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条1項の会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

② 当会社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会計監査人との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定するいずれか高い額とする。

## 第7章 計 算

### (事業年度)

第50条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

### (剰余金配当の基準日)

第51条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

### (中間配当)

第52条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。

### (配当金の除斥期間)

第53条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。

### (附則)

#### (株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第1条 定款第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第19条（電子提供措置等）の新設は、令和4年9月1日から効力を生ずるものとする。

② 前項の規定にかかわらず、令和4年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。

③ 本条の規定は、令和4年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。